

解雇手當  
十日分  
二十日分  
三十日分

〇  
ハ會社ノ窮状ヲ詳説シ解雇手當トシテ月収ノ  
十四日分勤続手當トシテ一月ニ就キ日収ハ  
ハ割相當ノ在額(最高九十九圓最低十一圓)  
ヲ支給スル旨ヲ以テ解雇ノ申渡シヲ為シタリ。  
解雇ノ申渡シヲ及ケタレ職工ハ全部職工食堂  
ニ集合シ協議ノ上前記林本部長(友發會員  
ノ職工代表トシテ解雇手當ヲ増額スルカ若ク  
ハ尚ホ若干日使用セラレ度キ旨申込シタルカ  
小林技師長ハ會社ノ現状ハ到底其ノ要求ニ應  
ジ難シト拒絶シタルニ社有ハ一旦引取リ職工  
一同ニ報告ノ上更ニ最ニ困難ニ居ル四五名ハ  
職工ノ使用方ヲ申出テタルニ容レラシス其後  
一般職工ト何等カ協議ヲナシ午後六時過ぎ一

十日分  
二十日分  
三十日分  
出

同退散

新々ラ翌六日午前十一時前記林本部長ニ即外ニ  
名乗員トシテ會社ニ出頭小林技師長ニ會見セ  
社要承書ヲ提出シ其ノ実行ヲ迫リタルニ目下  
為スベキ旨ヲ告ケ引取ラシメタリ  
一方職商者側ニ於テモ今後ノ不安ニ對スル為  
メ解雇者側ハ全時ニ社要承書ヲ提出セルカ  
兩者ノ間相當連絡アル模様ニテ一ニ社有等ノ  
画策ニ出ワルモノ、如クナルニ會社ノ窮状ハ  
一般職工ニテ知悉シ居ルヲ以テ真ニ共鳴シ  
居ルモノ、勢ヲ不日解雇ス、ヤモ引續キ注意中

記